

◇ 平成23年の労働災害発生状況について

- ① 死亡災害は4件の発生
そのうち、建設業が2件
交通事故（2件）と墜落災害と重機災害
 - ② 建設業の休業災害が倍増
 - ③ 製造業の災害は大幅に減少
- （説明）

鹿嶋署管内の労働災害発生状況

	平成23年	平成22年
製造業	58	74
建設業	68 ②	34
運輸交通業	34	39 ①
その他	83 ②	104 ③
合計	243 ④	251 ④

- ①東日本大震災の復旧・復興作業によって建設工事が大幅に増加している。
- ②製造業は震災以降一時期、操業停止となっていた企業が多かったこと。

※ ○数字は死亡災害（2月10日現在）

◇ 平成23年 死亡労働災害発生事例

番号	業種等	発生日時	事故の型	発生状況
1	上下水道 工事業 (女、69才)	10月20日 (木) 10:00	交通事故 (道路)	東日本大震災の影響による液状化で浮き上がった住宅の浄化槽の設置工事を行うため、会社事務所から軽トラックで工事現場へ向かう途中、片側1車線の緩やかなカーブ状の県道を走行していたところ、ハンドル操作を誤って対向車線にはみ出し、対向してきた大型トラックと正面衝突した。
2	派遣業 (女、58才)	11月11日 (金) 11:45	はさまれ・巻き込まれ	廃棄物処理施設で、不燃ゴミの運搬を行っていたショベルローダーが後退し、近くにいた被災者（派遣労働者）がひかれた。
3	建築設備 工事業 (男、61才)	11月22日 (火) 17:30	墜落・転落	震災で破損した設備を増設する工事において、原料を入れる槽（高さ18m）の最上部に生じていた開口部を足場板で養生する作業中、開口部上に並べた足場板を番線で結束していたところ、足を掛けていた足場板が外れ、足場板と共に約18m下の槽の底に転落した。
4	その他の 保健衛生業 (女、62才)	11月24日 (木) 13:30	交通事故 (その他)	訪問介護のため、自動車で利用者宅へ向かう途中、市道脇の土手を乗り越えて、水深約2mの川に転落、溺死した。

※「鹿嶋労基署広報」のバックナンバーは茨城労働局のホームページに掲載しています。

アドレスは下記のとおりです。ぜひ、ご覧ください。

※ http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kashima.html

◇ 「死亡災害ゼロ」の記録 「250日」をめざそう！！

鹿嶋労働基準監督署では管内での「死亡災害ゼロ」の記録「250日」を目指しています。
平成23年11月25日から「再スタート」し、もうすぐ「100日」になります。

めざせ死亡災害ゼロ 250日
90日 (2月23日現在)



(※過去最長：平成22年9月17日～平成23年10月19日までの398日間)

◇ 「職場のパワーハラスメント」について

最近、監督署の窓口での相談において、「パワーハラスメント」(以下「パワハラ」という。)についての相談がとて多くなってきました。

その中には、職場のパワハラで「メンタル不調」になったと労災申請を行うケースも多くなっています。

このたび、厚生労働省のワーキンググループが職場のパワハラについて報告を行いました。その報告によると、

「職場のパワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいうと定義づけられました。

※ 上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

職場のパワハラを防止するため、更には、コンプライアンスの確立のためにも、ぜひ、この報告をご覧ください。厚生労働省のホームページをご覧ください。

○ 職場のパワーハラスメントの行為類型

類 型	具 体 的 行 為
(1) 身体的な攻撃	暴行・障害
(2) 精神的な攻撃	脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
(3) 人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
(4) 過大な要求	業務上明らかに不要なことを要求
(5) 過小な要求	仕事を与えない等
(6) 個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

※ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021i2v.html>

◇ 「偕楽園」では「梅まつり」！！

「偕楽園」の「梅まつり」も始まっています。着実に、「春」が近づいていますね。

※ <http://www.mitokoumon.com/maturi/ume/ume.html>

